

1 ICT 活用工事

1－1 概要

ICT 活用工事とは、施工プロセス全ての段階において、以下に示す ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。

1－2 ICT 活用工事における地盤改良工

次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事における地盤改良工とする。また「ICT 地盤改良工」という略称を用いることがある。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1－3 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤および表－1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量に当たっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面および変化点の計測による測量を選択しても ICT 活用工事とする。

また、地盤改良の関連施工として ICT 土工が行われる場合、その起工測量データおよび施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザスキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザスキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザスキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K—G N S S を用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1－3 ①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、ICT 地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことをいう。

③ ICT 建設機械による施工

1－3 ②で作成した3次元設計データを用い、次の1)～2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- 1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機
- 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1－3 ③による工事の施工管理において、次に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

次の①)を用いて、出来形管理を行うものとする。

1) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-3 ④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

表-1 ICT 活用工事と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量 ／3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、④、⑬、 ⑭、⑮	
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑤、⑯	
	TS等光波方式を用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑥	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑨、⑬、 ⑭	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	-	○	○	①、⑩	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	-	○	○	②、③、⑪、 ⑫	地盤改良工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-	

【凡例】○：適用可能 -：適用外

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固化工（中層混合処理）編
	③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
	④ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
	⑬ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑭ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準一国土地理院
	⑮ UAVを用いた公共測量マニュアル（案）一国土地理院
	⑯ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）一国土地理院

1－4 ICT 活用工事の対象工種

ICT 活用工事の対象工事は、次の（1）～（3）に該当する工事とする。

（1）対象工種

ICT 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける次の工種とする。

地盤改良工

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）
- ・バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）

（2）適用対象外

従来施工において、地盤改良工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（3）対象規模

ICT 活用工事（地盤改良工）の対象規模は、1－4（1）対象工種を条件として、数量は規定しない。

2 ICT 活用工事の実施方法

2－1 発注方式

ICT 活用工事の発注は、次の方によるものとするが、工事内容および地域における ICT 施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（1）受注者希望型

対象工種を含む発注工事を対象とし、受注者からの希望により ICT 地盤改良工を実施する工事に適用する。

※その他

ICT 活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT 活用工事として事後設定できるものとし、ICT 活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取扱いとする。

2－2 ICT 活用工事の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容および対象範囲（原則、本工事の地盤改良工範囲の全てを対象とする。）について、様式-1 の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

3 ICT 活用工事の実施推進のための措置

3－1 工事成績評定における措置

ICT 施工技術を活用した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。

ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までのいずれかの段階で ICT を活用した工事（電子納品のみは除く）。

※本項目は 1 点の加点とする。

ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。

※本項目は 2 点の加点とする。

※ICT 活用による加点は最大 2 点の加点とする。

(i) 受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により ICT 施工技術を活用するため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

4 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 活用施工を導入し、ICT 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT 活用施工を実施するにあたって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領（表－1【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員および検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

(1) ICT 活用工事に必要な 3 次元設計データを作成していない場合は、従来基準による 2 次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3 次元起工測量」および「3 次元設計データ作成」を受注者に指示し、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、ICT 活用施工に必要な 3 次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する 3 次元設計データに 3 次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3 次元起工測量」および「貸与する 3 次元設計データと 3 次元起工測量データの合成」を受注者に指示し、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 受注者希望型

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用工事を実施する場合、ICT 活用施工を実施する項目については、滋賀県土木交通部が定める「土木工事標準積算基準書・土木工事標準積算基準書（参考資料）」および「ICT 活用工事積算要領（地盤改良工）」に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT 活用について協議を行う際には、①～④にかかるそれぞれの数量および対象範囲を明示するのもとする。

また、現行基準による 2 次元の設計ストック等により工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量および 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費および 3 次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

4－4 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ICT 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

4－5 アンケートへの協力

受注者は、工事完了後 14 日以内に別紙の「(様式－2) ICT 活用工事の実施におけるアンケート調査」を提出するものとする。

5 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

【参考】ICT 活用工事の発注から工事完成までの基本的な手続きおよび流れ

